

滋賀県青少年立ち直り支援センター運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町が設置する少年補導センターが行う、非行少年等の立ち直り支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象は、「滋賀県非行少年等立ち直り支援システム運営実施要綱」に基づき、少年補導センターが実施する事業とする。

(補助対象経費および補助率)

第3条 補助対象経費および補助率は、次の通りとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 率
1 人件費 [少年補導センターに非行少年等立ち直り支援機能を置くに必要な、専任の支援コーディネーターおよび教員の人件費、 ならびに心理臨床担当者の人件費。]	補助対象経費額の 2分の1以内
2 活動費 [報償費、旅費、需用費（燃料費、印刷製本費、消耗品費等）、役務費（通信運搬費等）、使用料および賃借料。]	

(交付条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、以下に定めるところによるものとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式1）に次の書類を添えて知事が定める期日までに提出しなければ

ならない。

- ・事業計画書 様式1－(1)
- ・事業に関する経費 様式1－(2)
- ・収支予算書
- ・その他関係書類

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定による報告は、必要に応じその都度定める。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその日から30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式2）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- ・実績報告書 様式2－(1)
- ・事業に関する経費 様式2－(2)
- ・収支決算書
- ・その他関係書類

(標準処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、同規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(帳簿等の保存期限)

第9条 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。